

広島県收受	
第	号
29.3.29	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発0328第10号  
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

新指定医薬部外品の製造販売承認基準の一部改正について

医薬部外品のうち、ビタミン含有保健剤の製造販売承認については、「新指定医薬部外品の製造販売承認基準等について」（平成11年3月12日医薬発第283号厚生省医薬安全局長通知。以下「承認基準通知」という。）の別紙10「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」（以下「旧基準」という。）により取り扱ってきたところですが、今般、旧基準の見直しを行い、別紙「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」（以下「本基準」という。）により取り扱うこととしましたので、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者に対し、周知するとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮をお願いします。

本基準は平成29年4月1日以降に製造販売承認申請される品目に対し適用します。また、本基準の施行に伴い、承認基準通知の別紙10を改正します。

記

- 1 1種以上のビタミンを配合した製剤であって、滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労などの場合における栄養補給に用いることを目的として製造された内用剤には、本基準が適用されること。
- 2 本基準に基づき製造販売承認を受けようとする者は、承認申請書の備考欄に「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準による」と記載すること。
- 3 本基準の適用の日前に製造販売承認申請がされたものについては、申請者に対し、本基準に照らし所要の措置をとらせること。
- 4 既存の通知等については、承認基準通知を引用する等している場合には、別途の通知等が発出されない限り、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。
- 5 本基準の内容については、科学的知見等の集積を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

